

ジュニアNISA口座をお持ちのお客さま

2024年以降、ジュニアNISA口座で保有する投資信託等について

ジュニアNISAの投資可能期間は、2023年で終了しました。
2024年以降、ジュニアNISA口座で保有する投資信託等についてご案内いたします。

18歳になるまでは、非課税で保有し続けることができます

- ・年末時点で18歳になっていない方の場合、非課税期間（5年）が経過した投資信託等は「継続管理勘定」に移管（「ロールオーバー」といいます）されます。
- ・「継続管理勘定」では、18歳になる年の年末まで、投資信託等を非課税で保有し続けることができます。
- ・「継続管理勘定」は投資信託等の売却はできますが、新規投資を行うことはできません。投資信託等の分配金再投資は、課税未成年者特定口座（ジュニアNISA口座内の特定口座）で行われます。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	…	18歳	
2019年	80万円	非課税期間5年											
2020年		80万円											
2021年			80万円										
2022年				80万円									
2023年					80万円								
2024年以降						継続管理勘定にロールオーバー※							

※2019年以降の投資分は、継続管理勘定にロールオーバーすることにより、18歳になる年の年末まで非課税で運用を継続することができます。

継続管理勘定へのロールオーバーは、お手続き不要です。
ロールオーバーを希望しない（課税口座への移管をご希望）のお客さまは、お手続きが必要です。お取引店へお問い合わせください。



ジュニアNISA口座開設者が18歳になった場合

- ・18歳以上の方は、「継続管理勘定」は設定されません。
- ・2024年から開始する新しいNISA口座へ移管することはできません。
- ・非課税期間（5年）が経過した投資信託等は、課税口座へ移管されます。特定口座への移管は、お手続き不要です。

一般口座への移管をご希望のお客さまは、お手続きが必要です。
お取引店へお問い合わせください。



翌年から成人用の新しいNISA口座が自動開設されます

ジュニアNISA口座開設者が18歳になった翌年から、お手続き不要で成人用の新しいNISA口座が自動開設されます。

お取引を行うには、ご本人さまから新たにお届けをいただく必要があります。

18歳未満でも非課税での払い出しが可能です

- ・2024年以降は払出制限が解除され、18歳未満のお客さまも非課税で払い出しできます。
- ・18歳未満で払い出しを行う場合は、一部のみを払い出すことはできません。預りの全てを解約し、投資信託口座と指定預金口座を閉鎖する必要があります。

※「払い出し」とは、指定預金口座からの出金をいいます。

ジュニアNISAに関するお問い合わせは、お取引店まで

受付時間：月～金 9：00～17：00 土・日・祝日および12月31日～1月3日は除きます

本リーフレットは2025年7月時点の法令を基に作成しております。

商号：株式会社京葉銀行
登録金融機関：関東財務局長（登金）第56号
加入協会：日本証券業協会